

令和5年度

事業報告書

第74期

〔 令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで 〕

滋賀県信用保証協会

# 事業報告書

第74期

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

滋賀県信用保証協会

所在地 滋賀県大津市打出浜2番1号

標記の事業成績を次のとおり報告いたします。

金融庁長官 栗田照久 殿

経済産業大臣 齋藤 健 殿

令和6年5月24日

滋賀県信用保証協会

理事長 西嶋 栄 治

# 目 次

	頁
1 業 務 報 告 書 .....	1
2 収 支 計 算 書 .....	3 0
3 貸 借 対 照 表 .....	3 1
4 財 産 目 録 .....	3 2

# 1 業務報告書

〔 令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで 〕

## (1) 事業概況

### 事業方針

令和5年度は新型コロナウイルス感染症対応資金の返済本格化に伴い、多くの企業で資金繰り悪化が懸念されるとの見通しの中、政府より公表された「中小企業活性化パッケージNEXT」等を踏まえ、事業方針を次のとおりとした。

「経営相談チーム」を中心に引き続き早い段階での経営支援を実施するとともに、伴走支援型特別保証を活用した資金繰り支援に取り組む。また、滋賀県中小企業活性化協議会等関係機関と連携して当協会を起点としたプッシュ型の経営支援を進め、事業再生ガイドラインを活用した再生支援や事業承継・事業引継ぎの円滑な実現に向けた支援についても積極的に取り組む。さらに、代位弁済にいたった企業であっても再生の可能性を見極め、正常化に向けた方策を検討し、中小企業者の再チャレンジを応援する。

加えて、経営者保証を徴求しないスタートアップ・県内の大学と連携して若者の創業マインドの情勢に向けた取り組みを行うとともに、金融機関と連携して経営者保証を不要にできる保証制度等の整備を進める等、信用保証制度で一步前に出た取り組みを行っていく。また、事業の継続を断念した企業に個人保証を提供している経営者に対してもガイドラインに基づく誠実な対応により、生活再建も含めたりスタートを応援する。

一方で、ウイズコロナの下、「経済・社会・環境」課題の解決に向けた取り組みを進める中小企業者をSDGs関連保証で支援し、さらには脱炭素社会実現に向けたカーボンニュートラル支援に積極的に取り組む。

当協会のデジタル化への対応では、「デジタル推進本部」を中心に当協会のデジタルインフラの整備やデジタル人材の育成を進めるとともに、中小企業者のDX化に対する必要な保証支援や提案を実施していく。

また、ダイバーシティ経営を推進すべく、女性職員の活躍を含め、職員全員が自分らしく安心して働くことのできる職場環境づくりを進めていく。

### 経済金融情勢

個人消費は国内客の回復に加え、インバウンドの増加により緩やかに回復しつつある。生産活動は鉱工業指数（生産）で見ると、金属製品などが上昇しているものの、汎用・業務用機械などが低下しており、生産活動は一進一退の状況である。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響

や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクになっており、また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

## 業績

項目	件数・先数	金額	対前年比	
			件数・先数	金額
(1) 保証承諾	9,240 件	1,145 億 98 百万円	120.4%	133.7%
(2) 保証債務残高	35,468 件	3,951 億 14 百万円	94.7%	90.8%
(3) 保証利用企業者数	16,531 先	-	95.3%	-
(4) 事故報告受付	526 件	51 億 45 百万円	132.8%	117.8%
(5) 代位弁済	484 件	51 億 16 百万円	156.1%	148.6%
(6) 求償権回収	-	8 億 99 百万円	-	112.1%

### ① 保証承諾・保証債務残高

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小企業者に対し、経営環境や経営課題の実態把握に努め、必要に応じて伴走支援型特別保証制度等を活用し迅速かつ柔軟な資金繰り改善の支援を進めた。

### ② 経営支援・再生支援

企業訪問や経営者との面談を積極的に行うことにより、中小企業者との関係性を構築するとともに、金融機関からのモニタリング報告の活用等も含め、状況に応じた経営改善支援を実施した。

また、外部専門家を効果的に活用し、中小企業者の経営課題の把握や解決に向けた支援を行うとともに、中小企業支援機関と連携した各種相談会を開催するなど、幅広く経営課題の解決に向けた取り組みを進めた。

「経営支援強化会議」において、経営支援における部署間での情報の共有を図り、連携した支援を実施した。

### ③ 代位弁済

初期延滞先および事故報告受付先について、随時金融機関に適切な期中支援を促すとともに、資金繰り安定のために返済緩和の条件変更や伴走支援型特別保証を活用しての借換等を行った。

一方、金融調整が困難な中小企業者・廃業先に対しては、個々の実情に応じた代位弁済の提案を行うことで顧客の負担軽減等を図り、生活再建を考慮した支援に努めた。

#### ④ 求償権回収

回収環境が無担保、第三者保証人非徴求であることや、債務者や保証人の高齢化により益々厳しい状況となる中、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油・原材料価格の高騰等によって代位弁済が増加傾向にあるため、効果的・効率的な管理回収を目指し方針を決定することで回収の促進を図った。

#### ⑤ 自己資金運用

自己資金については、「資金運用規程」および「自己資金運用基準」に基づき、流動性・安全性の確保と経営基盤の強化を図るため、「安定的な運用収入の確保を図る資金」、「保証実績配分資金」、「代位弁済等の支払準備資金」等、目的を明確にして運用した。特に、安定的な運用収入の確保を図る資金については、中長期的な展望を持って格付け等による安全性を重視しながら、利回りも考慮し、定期預金、地方債、政府・地公体保証債、地公体金融機構債、財投機関債、金融債および国内事業債にて運用し、サステナビリティ・リンク・ボンド等のSDGs債の購入も実施した。

#### ⑥ コンプライアンス

職場におけるパワーハラスメントについて防止措置を講じることが義務付けられたことに伴い、管理職及び一般職員それぞれに対し外部講師を招いたパワーハラスメントに関する研修を実施した。

人権教育の推進については、お互いを尊重し、支え合うための「障害者」に関する研修や「企業と人権」に関する研修を実施。また、広く人権に係る問題の現状を認識し、差別やワーク・ライフ・バランス等に関する外部の研修にも参加するなど適宜推進に取り組んだ。

反社会的勢力等排除については、滋賀県警察本部と連携し暴力団等排除対策協議会を開催、また四半期に一回、排除対策委員会を開催した。

### 事業の展望

令和6年度は、第7次中期事業計画の初年度であり、キーメッセージとして「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、お客様の経営課題の解決のために主たるプレイヤーとして一步前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現することを目指す。

また、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様に対するサービスの品質を向上するとともに、職員ひとりひとりが主体的に自ら考え行動し、経済・社会・環境課題の解決に取り組む。

## (2) 庶務

月 日	記 事
R5.4.1	理事 中 堀 孝 彦 就任 理事 東 勝 就任 理事 菅 哲 哉 就任 理事 林 毅 就任 理事 藤 居 耕次郎 就任 監事 上 田 勝 彦 就任
4.1	第1回理事会 第1号議案 役付理事の互選について 役付理事 専務理事 小 田 信 一 常務理事 北 川 正 義
4.21	日本政策金融公庫における保険料の違算に伴う保険料の返還および受領について報告
4.28	「商工会・商工会議所連携保証料割引制度」の変更について報告
4.28	「開業資金（創業枠）」、「開業資金（創業サポート枠）」、「開業資金（女性創業枠）」の変更について報告
5.16	第1回監事会
5.25	第2回理事会 第1号議案 令和4年度事業報告書および決算の承認について
5.30	資産総額変更の登記（金 391 億 8,565 万 7,199 円）
6.21	外部評価委員会
6.23	「財務要件型無保証人保証割引制度」の実施について報告
6.27	理事 岩 永 裕 貴 辞任 理事 大 道 良 夫 辞任
6.28	理事 佐 藤 健 司 就任 理事 高 橋 祥二郎 就任
7.12	監事 中 睦 退任
7.13	監事 上 田 勝 彦 重任 監事 片 山 聡 就任 監事 藤 崇 之 重任
11.22	第2回監事会

月 日	記 事
R6.1.9	「大学連携信用保証料割引制度」の実施について報告
1.12	保証料の誤徴収について報告
3.18	第3回監事会
3.25	第3回理事会 第1号議案 中期事業計画書（令和6年度～令和8年度）（案） ならびに令和6年度経営計画書および収支計画（案） について 第2号議案 令和6年度コンプライアンス・プログラム（案） について 第3号議案 関連会社の事業休止について

(注) 次のような事項につき記載しています。

- ① 役員及び理事会に関する事項
- ② 定款及び業務方法書に関する事項
- ③ 行政庁に対する申請、届出及び行政庁の認可、検査命令等に関する事項
- ④ 登記した事項
- ⑤ 訴訟その他主要な事項



### (3) 役 職 員

#### イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
18 (14)	3 (2)	66	87 (16)

(注) 当期末における役職員について記載しています。

なお、非常勤の役員数を括弧内に内数で記載しています。

#### ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現職就任年月日	備 考
理 事 長	西 嶋 栄 治	令和 3 年 6 月 19 日	理 事 長 (常 勤)
専務理事	小 田 信 一	平成 30 年 6 月 19 日	理 事 (常 勤)
		令和 4 年 6 月 29 日	常務理事 (常 勤)
		令和 5 年 4 月 1 日	専務理事 (常 勤)
常務理事	北 川 正 義	令和 4 年 6 月 29 日	理 事 (常 勤)
		令和 5 年 4 月 1 日	常務理事 (常 勤)
理 事	中 堀 孝 彦	令和 5 年 4 月 1 日	(常 勤)
〃	伊 藤 定 勉	平成 26 年 1 月 1 日	滋 賀 県 町 村 会 会 長
〃	北 村 嘉 英	平成 28 年 6 月 22 日	滋 賀 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
〃	大 崎 裕 士	令和 元 年 11 月 26 日	滋 賀 県 商 工 会 議 所 連 合 会 理 事
〃	青 木 和 夫	令和 2 年 7 月 15 日	滋 賀 県 信 用 組 合 協 会 会 長
〃	千 代 博	令和 3 年 4 月 1 日	滋 賀 県 産 業 支 援 プ ラ ザ 副 理 事 長
〃	石 井 太	令和 3 年 5 月 19 日	滋 賀 経 済 産 業 協 会 会 長
〃	上 西 保	令和 3 年 6 月 19 日	滋 賀 県 商 工 会 連 合 会 会 長
〃	田 邊 功	令和 4 年 5 月 27 日	滋 賀 県 信 用 金 庫 協 会 会 長
〃	東 勝	令和 5 年 4 月 1 日	滋 賀 県 総 務 部 長
〃	菅 哲 哉	令和 5 年 4 月 1 日	関 西 み ら い 銀 行 取 締 役 会 長
〃	林 毅	令和 5 年 4 月 1 日	滋 賀 県 商 工 観 光 労 働 部 長
〃	藤 居 耕 次 郎	令和 5 年 4 月 1 日	商 工 組 合 中 央 金 庫 大 津 支 店 長 兼 彦 根 支 店 長
〃	佐 藤 健 司	令和 5 年 6 月 28 日	滋 賀 県 市 長 会
〃	高 橋 祥 二 郎	令和 5 年 6 月 28 日	滋 賀 銀 行 取 締 役 会 長
監 事	上 田 勝 彦	令和 5 年 4 月 1 日	(常 勤)
〃	藤 崇 之	令和 元 年 7 月 13 日	公 認 会 計 士
〃	片 山 聡	令和 5 年 7 月 13 日	弁 護 士

(注) 当期末における役員について記載しています。

なお、現職就任年月日欄には、現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記し、備考欄には常勤および非常勤(所属母体)の区分等を記載しています。

(4) 事務所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
滋賀県信用保証協会	昭和 24 年 4 月 15 日	滋賀県大津市打出浜 2 番 1 号	土地 3,300 m <sup>2</sup> 持分 10 分の 2  建物 ・鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根 9 階建の 7 階部分 936.19 m <sup>2</sup> 8 階部分 936.98 m <sup>2</sup> ・鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺 平家建 89.06 m <sup>2</sup> 持分 1,000,000 分 の 266,017

(注) 備考欄には、不動産の所有関係等を記載しています。

(5) 基本財産  
イ 基本財産

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金	7,275,230	—	—	7,275,230
基 金 準 備 金	19,972,919	699,889 (—)	—	20,672,807
計	27,248,149	699,889	—	27,948,037

(注) 基金準備金の当期中増加額欄の括弧内には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載しています。

ロ 出えん金 (累計)

(単位：千円)

出えん者別 \ 期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
地 方 公 共 団 体			
都 道 府 県	6,580,050	—	6,580,050
市 町	707,069	—	707,069
計	7,287,119	—	7,287,119
金 融 機 関			
都 市 銀 行	3,800	—	3,800
地 方 銀 行	11,600	—	11,600
第二地方銀行協会加盟行	—	—	—
信 託 銀 行	—	—	—
長 期 信 用 銀 行	—	—	—
信 用 金 庫	1,780	—	1,780
信用協同組合	310	—	310
農 業 協 同 組 合	—	—	—
商工組合中央金庫	1,270	—	1,270
日本政策金融公庫	—	—	—
農 林 中 央 金 庫	—	—	—
生 命 保 険 会 社	—	—	—
損 害 保 険 会 社	—	—	—
あ お ぞ ら 銀 行	50	—	50
計	18,810	—	18,810
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	4,754	—	4,754
合 計	7,310,683	—	7,310,683

※ 上記出えん金(累計)には、過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。)を造成するために出えんされた額 1,767,000 千円を含みます。

(注) 信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載しています。

## ハ 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

負担者別 \ 期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関			
都 市 銀 行	54,340	—	54,340
地 方 銀 行	1,292,780	—	1,292,780
第二地方銀行協会加盟行	—	—	—
信 託 銀 行	600	—	600
長 期 信 用 銀 行	—	—	—
信 用 金 庫	287,510	—	287,510
信 用 協 同 組 合	47,450	—	47,450
農 業 協 同 組 合	2,300	—	2,300
商工組合中央金庫	36,870	—	36,870
日本政策金融公庫	—	—	—
農 林 中 央 金 庫	—	—	—
生 命 保 険 会 社	400	—	400
損 害 保 険 会 社	600	—	600
労 働 金 庫	500	—	500
計	1,723,350	—	1,723,350
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	8,197	—	8,197
合 計	1,731,547	—	1,731,547

※ 本表における業者・業者団体欄の8,197千円は（財）日本共同証券財団からの助成金の拠出金です。

（注）信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載しています。

(6) 業 務 内 容  
イ 保 証 の 種 類

種 類 (制 度 名)		対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千 円)	
災 害	災害関係保証	被災中業企業者	運 転	中小企業者	280,000
			設 備	組合等	480,000
	東日本大震災復興緊急保証	被災中業企業者	事業資金	中小企業者	280,000
				組合	480,000
経 営 安 定 関 連	経営安定関連保証	経営安定関連保証対象となる中小企業者	運 転	中小企業者	280,000
			設 備	組合等	480,000
	セーフティネット資金保証 (新規枠)	経営安定関連保証対象または知事の認定を受けた中小企業者	運 転	100,000	
			設 備		
	セーフティネット資金保証 (借換枠)	経営安定関連保証対象となる中小企業者	借 換	220,000	
	セーフティネット資金保証 (ポストコロナ新規枠)	一定の資格要件を備えた中小企業者	運 転	100,000	
			設 備		
	セーフティネット資金保証 (ポストコロナ借換枠)	一定の資格要件を備えた中小企業者	借 換	100,000	
	伴走支援型特別保証	一定の資格要件を備えた中小企業者	事業資金	100,000	
	借 換 保 証	経営安定関連保証による緊急保証の借換え対象となる中小企業者	緊急保証の返済資金および事業資金	中小企業者	280,000
組合等				480,000	
中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合		中小企業者	380,000		
	組合等	480,000			
	経営安定関連保証による一般保証、経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証の借換え対象となる中小企業者	保証付き既往借入金の返済資金および事業資金	中小企業者	280,000	
			組合等	480,000	
			中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合	中小企業者	380,000
			組合等	480,000	
上記および条件変更改善型借換保証以外については利用する各制度の要綱の定めるところによる					
防 公 害	公害防止保証	公害防止対策を行う中小企業者	設 備	個人・会社	50,000
				組合	100,000
関 危 連 機	危機関連保証	危機関連保証対象中小企業者	事業資金	中小企業者	280,000
				組合等	480,000
投 海 資 外	海外投資関係保証	海外直接投資を行う中小企業者	運 転	個人・会社	200,000
			設 備	組合	400,000
新 事 業 開 拓	新事業開拓保証	新事業開拓を行う中小企業者	運 転	個人・会社	200,000
			設 備	組合	400,000
	特定新技術事業活動関連保証	特定新技術に係る事業活動を行う中小企業者	運 転	個人・会社	300,000
			設 備	組合	600,000
政策推進資金保証 (事業継続・新事業促進枠)	事業継続力強化、新規開発、新事業分野への進出等を行う中小企業者	運 転	中小企業者	200,000	
		設 備	組合等	400,000	

- ※ 備考欄には、地方公共団体の財政援助等を記載。
- ※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。
- ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。  
また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間	保証料率（年率％）（※）		担保又は保証人	備 考（※）				
	割引料率の適用（※）	借入金		損 失 補 償	補 給 金		その他	
					保証料	保険料		
10年以内	0.70	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	連合会	—	—	—
15年以内								
10年以内	0.80	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	連合会	—	—	—
10年以内	0.80～0.90	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	一部 連合会	—	—	—
15年以内								
10年以内、 又は7年以内	0.30～1.75	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	一部 連合会	一部 県	—	—
10年以内								
10年以内、 又は7年以内	0.40～0.85	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	一部 連合会	一部 県	—	—
10年以内	0.20～1.15	無	担保は原則不要 必要となる場合がある	—	連合会	連合会	—	—
10年以内	0.20～1.15	無	担保は原則不要 必要となる場合がある	—	連合会	連合会	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	0.20～1.15	無	担保は原則不要 必要となる場合がある	—	連合会	連合会	—	—
原則 10年以内	0.80～0.90	有 (1)	原則、返済する緊急保証の 保証条件に比べて中小企業 者に不利にならない条件	—	一部 連合会	—	—	—
原則 10年以内	0.80～0.90	有 (1)	原則、返済する保証付きの 既往借入金の保証条件に比 べて中小企業者に不利にな らない条件	—	一部 連合会	—	—	—
原則 15年以内	0.37～1.82	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内	0.80	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	連合会	—	—	—
原則 7年以内	0.39～1.84	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 15年以内								
原則 7年以内	0.39～1.84	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 15年以内								
7年以内	0.77～1.11	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
10年以内	0.39～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—

種類 (制度名)		対象	資金使途	保証限度額 (千円)
新事業開拓	経営革新関連保証	経営革新に関する計画の認定を受けてその計画を実施する特定事業者等	運 転	特定事業者 280,000 組合等 480,000
			設 備	新事業開拓又は海外投資関係 保険の場合は 300,000(組合600,000)
	特定下請連携事業関連保証	特定下請連携事業計画に従って事業を行う特定下請事業者	運 転	中小企業者 280,000 組合等 480,000
			設 備	新事業開拓保険の場合は 400,000(組合600,000)
省エネ	エネルギー対策保証	所定の省エネルギー施設等を設置する中小企業者	設 備	個人・会社 200,000 組合 400,000
	政策推進資金保証 (CO2ネットゼロ推進枠)	省エネ・再生可能エネルギー設備等を導入する中小企業者	設 備	10,000 蓄電池は80,000
貸当 越座	当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の資格要件を備えた中小企業者	事業資金	280,000
ロー ン ド	事業者カードローン当座貸越 根保証	一定の資格要件を備えた中小企業者	事業資金	20,000
	小規模事業者カードローン当 座貸越根保証(カードSmile)	一定の資格要件を備えた中小企業者	事業資金	500~5,000 (白色申告の個人事業者2,000)
確 働 保 力	労働力確保関連保証	知事の認定を受けた改善計画に従って改善事業を実施する中小企業者	運 転	個人・会社 280,000
			設 備	組合 480,000
商 小 売	中小小売商業関連保証	経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施する中小企業者	原 設 備	個人・会社 280,000 組合 480,000
企 中 業 堅	中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていた中堅事業者	運 転	無担保保証 100,000
			設 備	普通保証 500,000
創 業 等	開業資金保証 (創業枠)	産業競争力強化法に基づく創業者	運 転 設 備	25,000
	開業資金保証 (創業サポート枠)	産業競争力強化法に基づく創業者の要件を満たす者であって、一定の資格要件を備えた者	運 転	25,000
			設 備	認定特定創業支援を受けた方 30,000
	開業資金保証 (女性創業枠)	産業競争力強化法に基づく女性創業者	運 転 設 備	10,000
	創業関連保証	産業競争力強化法に基づく創業者	運 転 設 備	35,000
	スタートアップ創出促進保証	法人を設立して事業を開始する個人又は事業開始後5年未満の法人	運 転 設 備	35,000
	再挑戦支援保証	一定の資格要件を満たし、廃業等の経験を有する者	運 転 設 備	35,000
	長浜市創業支援資金保証	長浜市内で開業を予定する者	運 転 設 備	20,000
流 動 資 産 担 保 融 資	流動資産担保融資保証	中小企業者	事業資金	80%の 割合保証 200,000
	下請振興関連保証	振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	運 転 設 備	中小企業者 480,000 組合等 680,000 流動資産担保 保険 200,000

- ※ 備考欄には、地方公共団体の財政援助等を記載。
- ※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。
- ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。  
また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間	保証料率（年率％）（※）		担保又は保証人	備 考（※）				
	割引料率の適用（※）	借入金		損 失 補 償	補 給 金		その他	
					保証料	保険料		
7年以内	0.77～1.11	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77～1.06	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
原則 7年以内	0.39～1.84	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内	0.0～1.40	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	県	—	—
1年又は2年	0.39～1.62	有 (1) (2)	担保は利用額に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
1年又は2年	0.39～1.62	有 (1) (2)	担保は原則不要 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
2年	0.39～1.62	有 (1) (2)	担保は原則不要 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 7年以内	0.82	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 15年以内								
15年以内	0.82	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
5年以内	本制度利用合計 1億円以内 0.65 1億円超 0.75	有 (1)	1億円以上は有担保 必要となる場合がある	—	連合会	—	—	—
7年以内								
7年以内	0.37～2.02	有 (1) (2)	原則、担保不要 必要となる場合がある	—	連合会 又は県	—	—	—
7年以内	0.00～1.52	有 (1) (2)	原則、担保不要 必要となる場合がある	—	連合会 又は県	県	—	—
7年以内	0.70～0.90	有 (1)	担保不要 必要となる場合がある	—	連合会	県	—	—
10年以内	0.50～1.00	有 (1)	担保不要 必要となる場合がある	—	連合会	—	—	—
10年以内	0.70～1.20	有 (1)	不要	—	連合会	—	—	—
10年以内	1.00	有 (1)	担保不要 必要となる場合がある	—	連合会	—	—	—
7年以内	0.00～0.50	有 (1)	担保不要 必要となる場合がある	—	連合会	市	—	—
根保証、 個別保証とも 1年以内	0.68	有 (1)	担保流動資産 連帯保証人徴求不可	—	—	—	—	—
5年以内	0.56～0.77	有 (1)	担保売掛債権 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
7年以内								



種 類 (制 度 名)		対 象	資金使途	保証限度額 (千円)
事業再生	事業再生保証	法的な再建手続により事業の再建を行おうとしている中小企業者	事業資金	200,000
	事業再生円滑化関連保証	法的手続きによらず事業再生を図ろうとする中小企業者	事業資金	中小企業者 組合等 280,000 480,000
	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の支援を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者	事業資金	中小企業者 組合等 280,000 480,000
	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の支援を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者	事業資金	中小企業者 組合等 280,000 480,000
	政策推進資金保証 (再生支援枠)	中業企業活性化協議会等の支援を受けて作成した経営改善計画に従って事業再生を行う中小企業者	運 転 設 備	100,000
一括支払	一括支払契約保証	金融機関が売掛金債権等を有する事業者から当該売掛金債権等を譲受等に基づいて、支払期日より前に納入企業に対して金銭を支払うことにより買掛債務を負担する中小企業者	事業資金	70%以下の 割合保証 1,000,000
予約	予約保証	中小企業者	事業資金	20,000 小口零細企業保証の場合 5,000
小口	特別小口保証	小規模企業者	運 転 設 備	20,000
	小口零細企業保証	小規模企業者	運 転 設 備	20,000
	市町小規模企業者 小口簡易資金保証	小規模企業者	運 転 設 備	20,000
	追認保証	中小企業者・組合	運 転	3,000
	経営支援資金保証 (小規模企業者枠)	小規模企業者	運 転 設 備	15,000
	経営支援資金保証 (小規模企業者特別枠)	小規模企業者	運 転 設 備	10,000
	短期事業資金保証 (通常枠)	中小企業者	運 転	15,000
小口	短期事業資金保証 (原油価格・物価高騰対応枠)	中小企業者	運 転	10,000
設備	滋賀県産業立地促進資金保証	一定の資格要件を備えた製造業者	設 備	対象経費の60%以内で 200,000
	風俗営業飲食業保証	一定の資格要件を備えた風俗営業飲食業者	設 備	20,000
長期	長期経営資金保証	一定の資格要件を備えた中小企業者	運 転 設 備	200,000
手形割引	商業手形等割引根保証	中小企業者	運 転	個人・会社 組合 200,000 400,000
	短期事業資金保証 (手形・電子記録債権割引枠)	下請中小企業者であって滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している者	運 転	15,000
その他	経営支援資金保証 (一般枠)	一定の資格要件を備えた中小企業者	運 転	20,000
			設 備	所要資金の70%以内で 30,000

- ※ 備考欄には、地方公共団体の財政援助等を記載。  
 ※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。  
 ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。  
 また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間	保証料率（年率％）（※）		担保又は保証人	備 考（※）				
	割引料率の適用（※）	借入金		損 失 補 償	補 給 金		その他	
					保証料	保険料		
10年以内	2.20	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	連合会	—	—	—
3年以内	0.95～1.76	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	0.70～0.80	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	一部 連合会	—	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	0.20	無	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	一部 連合会	連合会	—	—
10年 特に認める場合 15年	0.20～1.82	一部有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	一部 連合会	連合会	—	—
1年以内	0.50～2.20 に保証割合を 乗じた率	有 (2)	担保必要に応じて 原則、不要	—	—	—	—	—
5年以内	0.60～2.20	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則5年以内 原則10年以内	0.80～0.95	有 (1)	不要	—	—	—	—	—
原則7年以内 原則15年以内	0.45～2.20	有 (1) (2)	担保原則不要 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
5年以内 7年以内	0.50～1.20	有 (1)	原則、不要 必要となる場合がある	—	県 市町	県 市町	—	—
1年以内	0.45～1.90	有 (1)	担保原則不要 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
5年以内 7年以内	0.45～1.20	有 (1)	担保原則不要 必要となる場合がある	—	県	—	—	—
5年以内 7年以内	0.50～1.20	有 (1)	担保原則不要 必要となる場合がある	—	県	県	—	—
1年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
1年以内	0.225～0.95	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	県	—	—
10年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	有担保 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
5年以内 有担保の場合 10年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
3年以上 15年以内 3年以上 20年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
1年以内	0.39～1.62	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
150日以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
5年以内 7年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—

種 類 (制 度 名)	対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)	
そ の 他	政策推進資金保証 (SDGs推進企業応援枠)	SDGsの理念に賛同し社会的課題の解決に取り組む 中小企業者	運 転 設 備	100,000
	地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能等に係る事業を行う中小企業者	運 転 設 備	個人・会社 組合 280,000 480,000
	流通業務総合効率化関連保証	流通業務総合効率化に係る事業を行おうとする中小企 業者	運 転 設 備	個人・会社 組合 280,000 480,000
	中心市街地商業等活性化関連保証	認定を受けた特定事業計画に従って、所定の事業を実 施する中小企業者	運 転 設 備	個人・会社 組合 280,000 480,000
	中心市街地商業等活性化支援 関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に 従って、所定の事業を実施する特定会社または一般社 団法人等	運 転 設 備	560,000
	BCP推進 (BCPアシスト)保証	BCP策定予定または、策定した計画を実施しようと する中小企業者	運 転 設 備	100,000
	特定信用状関連保証	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる 関係を有する中小企業者	事業資金	80%の 割合保証 200,000
	農工商等連携事業関連保証	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等 連携事業を行う中小企業者	運 転	中小企業者 組合等 280,000 480,000
			設 備	新事業開拓又は海外投資関係保険 の場合は 400,000(組合600,000) 流動資産担保保険の場合は 200,000(保証割合80%)
	農工商等連携支援関連保証	認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工 商等連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法 人、特定非営利活動法人	運 転	中小企業者 280,000
			設 備	組合等 480,000
	農林水産物・食品輸出促進支 援関連保証	輸出促進業務を実施する認定農林水産物・食品輸出促 進団体のうち一定の資格要件を備えた一般社団法人	運 転 設 備	280,000
	供給確保関連保証	認定を受けた供給確保計画に従って行われる特定重要 物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を行 う中小企業者	運 転	中小企業者 組合等 280,000 480,000
			設 備	新事業開拓又は海外投資関係保険 の場合は300,000(組合600,000) ※一般分およびその他の特例分を 含む
	事業承継特別保証	一定の資格要件を備えた中小企業者	運 転	中小企業者 280,000
			設 備	組合等 480,000
	経営承継借換関連保証	中小企業における経営承継円滑化に関する法律の規定 により、経済産業大臣の認定を受けた者	運 転	中小企業者 280,000
			設 備	組合等 480,000
	経営承継関連保証	中小企業における経営承継円滑化に関する法律の規定 により、経済産業大臣の認定を受けた者	運 転 設 備	280,000
	特定経営承継関連保証	中小企業における経営承継円滑化に関する法律の規定 により経済産業大臣の認定を受けた中小企業の代表者	運 転 設 備	280,000
経営承継準備関連保証	中小企業における経営承継円滑化に関する法律の規定 により、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運 転 設 備	280,000	

- ※ 備考欄には、地方公共団体の財政援助等を記載。
- ※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。
- ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。  
また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間	保証料率（年率％）（※）		担保又は保証人	備 考（※）				
	割引料率の適用（※）	借入金		損 失 補 償	補 給 金		その他	
					保証料	保険料		
5年以内 10年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 5年以内 原則 10年以内		有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 7年以内 原則 15年以内	0.82	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 5年以内 原則 15年以内		有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 5年以内 原則 15年以内	0.68	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
原則 5年以内 原則 15年以内		有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
7年以内 15年以内	0.25～1.70	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
1年以内		有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
5年以内 7年以内	0.68～1.11	有 (1) (2)	8千万円超は原則有担保 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
5年以内 7年以内		有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
7年以内 15年以内	1.15	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
7年以内 15年以内		無	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	0.20～1.90	一部有 (1) (2)	担保必要に応じて 保証人不要	—	一部 連合会	—	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	0.20～1.90	一部有 (1) (2)	担保必要に応じて 保証人不要	—	一部 連合会	—	—	—
10年以内 15年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内 15年以内		有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内 15年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内 15年以内		有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—

種 類 (制 度 名)	対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千円)		
そ の 他	特定経営承継準備関連保証	中小企業における経営承継円滑化に関する法律の規定により、経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人	運 転 設 備	280,000	
	事業承継サポート保証	事業承継を行う一定の資格要件を備えた持株会者	事業資金	280,000	
	政策推進資金保証 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る者で、一定の要件を満たす者	事業資金	100,000	
	緊急経済対策資金保証 (新規枠)	一定の資格要件を備えた中小企業者	運 転 設 備	50,000	
	緊急経済対策資金保証 (借換枠)	一定の資格要件を備えた中小企業者	借 換	80,000	
	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画を実施する者	運 転	中小企業者	280,000
			設 備	組合等	480,000
	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人	運 転		280,000
			設 備		
	商店街活性化促進事業関連保証	認定を受けた地域再生計画に記載されている商店街活性化事業に関する計画を実施する中小企業者	運 転	中小企業者	280,000
			設 備	組合等	480,000
	先端設備等導入関連保証	認定先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運 転	中小企業者	280,000
			設 備	組合等	480,000
	情報処理支援関連保証	経済産業大臣による情報処理機関の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人	運 転		280,000
			設 備		
	技術等情報漏えい防止措置関連保証	認定を受けた技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う一定の資格要件を備えた一般社団法人、一般財団法人	運 転		280,000
			設 備		
	情報処理システム運用・管理関連保証	経済産業省令で定める基準に適合する認定を受けた情報処理システムの運用及び管理を行う者	運 転	中小企業者	280,000
			設 備	組合等	480,000
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う者	運 転	中小企業者	280,000
設 備			組合等	480,000	
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って同事業を行う中小企業者	運 転		280,000	
		設 備	新事業開拓又は海外投資関係保険の場合は300,000		
事業継続力強化関連保証	認定事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者	運 転	中小企業者 組合等	280,000 480,000	
		設 備	新事業開拓保険の場合は300,000(組合600,000) 海外投資関係保険の場合は400,000(組合600,000)		
連携事業継続力強化関連保証	認定連携事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業	運 転	中小企業者 組合等	280,000 480,000	
		設 備	新事業開拓又は海外投資関係保険の場合は300,000(組合600,000)		
下請中小企業取引機会創出事業関連保証	下請中小企業取引機会創出事業を行う者として経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運 転	中小企業者 組合等	280,000 480,000	
		設 備	新事業開拓又は海外投資関係保険の場合は300,000(組合600,000)		
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	当協会の保証対象要件に該当し2期以上の決算を実施している中小企業者	事業資金		280,000	
政策推進資金保証 (がんばる企業応援枠)	物価高騰等の影響から脱却を図る中小企業者	事業資金		40,000	

- ※ 備考欄には、地方公共団体の財政援助等を記載。
- ※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。
- ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。  
また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間	保証料率（年率％）（※）		担保又は保証人	備 考（※）				
	割引料率の適用（※）	借入金		損 失 補 償	補 給 金		その他	
					保証料	保険料		
10年以内	1.15	有 (1) (2)	担保必要に応じて 原則、他の中小企業者以外 は不要	—	—	—	—	—
15年以内								
15年以内	1.15	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内	0.20～1.20	一部有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	一部 連合会	県	—	—
7年以内	0.45～1.20	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	県	—	—
10年以内								
7年以内	0.77	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.98～1.15	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	1.15	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	1.15	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77	有 (1)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77～1.11	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77～1.11	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77～1.11	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	0.77～1.11	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
15年以内	0.35～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内	0.45～1.15	有 (1) (2)	担保必要に応じて 必要となる場合がある	—	—	県	—	—

種 類 (制 度 名)	対 象	資 金 使 途	保 証 限 度 額 (千 円)	
そ の 他	条件変更改善型借換保証	条件変更による返済条件の緩和を行ったことにより前向きな金融支援を受けることに支障をきたしている中小企業者	保証付き既往借入金 返済資金 および事業資金	中小企業者 組合等 280,000 480,000
	経営力向上関連保証	経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業を実施する特定事業者	運 転	特定事業者 組合等 880,000 1,680,000
			設 備	新事業開拓又は海外投資関係保険の場合は 300,000(組合600,000)
	地域経済牽引事業関連保証	承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づく地域経済牽引事業を行う特定事業者	運 転	特定事業者 組合等 280,000 480,000
			設 備	
	地域経済牽引支援関連保証	主務大臣による連携支援計画の承認を受けた一般社団法人、一般財団法人	運 転	280,000
			設 備	
	短期継続融資保証 (通常枠)	当協会が定める要件に合致し1期(6か月)以上の決算を実施している中小企業者	運 転	15,000
	短期継続融資保証 (税理士連携枠)	当協会が定める要件に合致し1期(6か月)以上の決算を実施している中小企業者	運 転	30,000
	短期継続融資保証 (金融機関モニタリング枠)	当協会が定める要件に合致し1期(6か月)以上の決算を実施している中小企業者	運 転	20,000
	自主廃業支援保証	廃業を選択する中小企業者	事業資金	30,000
	財務要件型無保証人保証	一定の資格要件を備えた中小企業者	事業資金	中小企業者 280,000
				組合等 480,000
	事業性評価保証 (リレーション)	当協会の保証対象要件に該当し2期以上の決算を実施しており、金融機関が事業性評価を行い、継続支援する方針である中小企業者	事業資金	280,000
	特別大口無担保保証 (ロングラン70)	当協会の保証対象要件に該当し2期以上の決算を実施している中小企業者	事業資金	200,000
	中小会計要領評価制度 (会計力)	当協会が定める要件に合致する中小企業者で1期(6か月以上)の決算を実施している法人	事業資金	280,000
	SDGs トライアル保証	SDGsに賛同し、社会的課題の解決や未来社会の実現のための目標を有しており、当協会が定める要件に合致する中小企業者	運 転	10,000
			設 備	
	SDGs ステップアップ保証	SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取組みを進めており、当協会が定める要件に合致する中小企業者	運 転	30,000
			設 備	
政策推進資金保証 (DXデジタル推進枠)	DXに取り組み生産性向上を目指す方	事業資金	30,000	
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度	信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望しており、かつ一定の資格要件を備えた中小企業者	事業資金	80,000 経営安定関連4号、5号の場合は上記とは別に80,000	
プロパー融資借換特別保証制度	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ一定の資格要件を備えた中小企業者	事業資金	中小企業者 280,000	
			組合等 480,000	
受社債引 保証	特定社債保証	一定の資格要件を備えた中小企業者の発行する私募債に対する保証	事業資金	80%の割合保証 450,000

- ※ 備考欄には、地方公共団体の財政援助等を記載。
- ※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。
- ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。  
また割引内容については、「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

保証期間	保証料率（年率％）（※）		担保又は保証人	備 考（※）				
	割引料率の適用（※）	借入金		損 失 補 償	補 給 金		その他	
					保証料	保険料		
15年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	原則、返済する借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならない条件	—	—	—	—	—
5年以内	0.77～1.11	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
7年以内								
7年以内	0.77	有 (1)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
7年以内	1.15	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
1年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
1年以内	0.35～1.80	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
1年以内	0.35～1.80	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
1年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	0.36～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて保証人不要	—	—	—	—	—
15年以内	0.35～1.80	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
一括返済 7年以内 分割返済 10年以内	0.36～1.52	有 (1)	担保不要 必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内	0.35～1.80	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
初年度～3年目 短期1年以内 2年目以降 長期7年以内	0.25～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
10年以内	0.25～1.70	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	—	—	—
15年以内								
10年以内	0.45～1.20	有 (1) (2)	担保必要に応じて必要となる場合がある	—	—	県	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	0.70～2.35	有 (1)	担保不要 保証人不要	—	一部 連合会	連合会	—	—
一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	0.45～1.90	有 (1) (2)	担保必要に応じて保証人不要	—	連合会	—	—	—
2年以上 7年以内	0.40～1.76	有 (1) (2)	原則、保証金額が2億円を超える場合は有担保保証人不要	—	—	—	—	—



ロ 保証料率等

料率 区分	基本	特別		平均	備考
		最高	最低		
保証料	責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50%  但し、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1) 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2) 担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。 なお、割引の適用をしない制度もある。	2.65%	0.05%	1.00%	原則として一括徴収
調査料		—	—	—	
延滞保証料	3.65%	—	—	—	
損害金	14.00%	—	—	—	

(注) 平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載しています。

(注) 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

## (7) 信用保証業務の状況

## イ 概 況

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	9,757	124,440
保 証 申 込 取 消	538	8,204
保 証 承 諾	9,240	114,598
保 証 後 取 消	208	3,283
償 還	10,562	146,122
保 証 債 務	35,468 (△ 2,000)	395,114 (△ 40,186)
所 定 期 限 経 過 債 務	2 (2)	41 (41)
代 位 弁 済	484	5,116
回 収	18	203
求 償 権 償 却	373	4,497
求 償 権	352 (93)	1,399 (417)

(注) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権については、当期末残高を記載し、それぞれの前期末残高との比較増減を( )に記載しています。

## ロ 保証承諾

## (イ) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	4	83
地 方 銀 行	4,606	67,974
第二地方銀行協会加盟行	0	0
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	4,063	39,813
信 用 協 同 組 合	553	6,527
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	14	200
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	9,240	114,598

(注) 信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載しています。

## (ロ) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	466	424
100万円超 200万円以下	846	1,559
200万円超 300万円以下	886	2,557
300万円超 500万円以下	1,666	7,731
500万円超 1,000万円以下	2,103	18,383
1,000万円超 1,500万円以下	1,057	14,737
1,500万円超 2,000万円以下	768	14,714
2,000万円超 3,000万円以下	821	22,737
3,000万円超 5,000万円以下	439	17,945
5,000万円超 6,000万円以下	68	3,908
6,000万円超 7,000万円以下	38	2,570
7,000万円超 8,000万円以下	66	5,246
8,000万円超 1億円以下	7	687
1億円超 2億円以下	9	1,400
2億円超 3億円以下	0	0
3億円超 4億円以下	0	0
4億円超 5億円以下	0	0
5億円超	0	0
計	9,240	114,598

## (ハ) 期間別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
3月以内	355	2,142
3月超 6月以内	438	4,421
6月超 1年以内	2,115	28,105
1年超 2年以内	783	4,228
2年超 3年以内	201	1,016
3年超 4年以内	40	104
4年超 5年以内	1,225	7,786
5年超 7年以内	1,063	10,096
7年超 10年以内	2,916	53,797
10年超	104	2,904
計	9,240	114,598

## (二) 資金使途別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	909	7,588
運 転 資 金	8,331	107,009
そ の 他	0	0
計	9,240	114,598

## (ホ) 保証種類別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	4,458	51,191
特 別 保 証		
災 害 連 関	0	0
経 営 安 定 関 連	2,493	42,717
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	56	1,305
カ ー ド ロ ー ン	655	2,438
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	0	0
流 動 資 産 担 保 融 資	1	11
事 業 再 生	39	1,007
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	394	1,470
設 備	1	3
長 期	0	0
輸 出	0	0
季 節 節 引	0	0
手 形 割 引	2	23
そ の 他	1,134	14,089
計	4,775	63,063
社 債 引 受 保 証	7	344
合 計	9,240	114,598
追 認	0	0
根 保 証	0	0

## (へ) 本所、支所別保証承諾 (単位：百万円)

区 分		件 数	金 額
本	所	9,240	114,598
支 所	計	0	0
合	計	9,240	114,598

## ハ 代位弁済

## (イ) 保証承諾年度別代位弁済 (単位：千円)

保証承諾年度	区 分	件 数	金 額
令和5年度		27	224,515
令和4年度		63	545,182
令和3年度		44	387,002
令和2年度		163	1,939,376
令和元年度		27	292,810
平成30年度		39	428,670
平成29年度以前		121	1,298,729
計		484	5,116,283

## (ロ) 金融機関別代位弁済 (単位：千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	1	6,757
地 方 銀 行	272	3,408,485
第二地方銀行協会加盟行	0	0
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	181	1,537,863
信 用 協 同 組 合	30	163,177
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	0	0
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	484	5,116,283

(注) 信用金庫、信用協同組合及び農業協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載しています。

## (ハ) 保証種類別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	199	1,841,114
特 別 保 証		
災 害	5	50,352
経 営 安 定 関 連	159	2,202,181
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	74	829,292
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	9	27,028
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	3	5,893
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	11	31,777
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	24	128,646
計	285	3,275,169
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	484	5,116,283
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位：千円)

保証承諾年度	区 分	件 数	金 額
令和5年度		0	468
令和4年度		0	27,276
令和3年度		3	33,991
令和2年度		5	82,723
令和元年度		2	29,751
平成30年度		4	35,398
平成29年度		1	21,378
平成28年度		2	17,333
平成27年度		5	10,687
平成26年度		2	16,816
平成25年度以前		75	558,305
計		99	834,126

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位：千円)

代位弁済年度	区 分	件 数	金 額
令和5年度		6	134,875
令和4年度		10	173,912
令和3年度		7	73,101
令和2年度		4	27,079
令和元年度		0	27,816
平成30年度		6	21,474
平成29年度		5	18,878
平成28年度以前		61	356,992
計		99	834,126

## (8) 債権譲受業務の状況

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

## (9) ファンド出資業務の状況

(単位：千円)

フ ァ ン ド 名	—
構 成 総 額	0
出 資 額	0



## 2 収支計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	4,810,971,291
保証料	4,125,754,368
預け金利息	8,417,636
有価証券利息配当金	379,904,701
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	22,028,060
事務補助金	10,210,700
責任共有負担金	252,489,000
雑収入	12,166,826
経常支出	2,996,915,724
業務費	1,164,883,036
役員給与	467,946,504
退職給与引当金繰入	25,376,101
その他人件費	104,734,849
旅費	3,050,960
事務費	353,104,087
賃借料	5,603,760
動産・不動産償却	62,800,006
信用調査費	18,930,900
債権管理費	63,841,294
指導普及費	44,894,975
負担金	14,599,600
借入金利息	0
信用保険料	1,830,125,688
責任共有負担金納付金	0
雑支出	1,907,000
経常収支差額	1,814,055,567
経常外収入	7,096,424,873
償却求償権回収金	86,419,777
責任準備金戻入	2,755,935,806
求償権償却準備金戻入	232,587,562
求償権補填金戻入	4,021,481,728
保険金	3,794,413,971
損失補償補填金	227,067,757
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	0
経常外支出	7,520,591,704
求償権償却	4,496,891,600
譲受債権償却	0
雑勘定償却	37,805,967
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	809,034
責任準備金繰入	2,565,049,094
求償権償却準備金繰入	420,036,009
その他支出	0
経常外収支差額	△ 424,166,831
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,389,888,736
収支差額変動準備金繰入額	690,000,000
基本財産繰入額	699,888,736

### 3 貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：円)

借		方	貸		方												
科	目	金	額	科	目	金	額										
現	金	470,086		基	本	財	産	27,948,037,323									
現	金	470,086		基	金			7,275,230,000									
小	切	0		基	金	準	備	金	20,672,807,323								
預	け	15,414,645,376		制	度	改	革	促	進	基	金	0					
当	座	0		収	支	差	額	変	動	準	備	金	12,627,508,612				
普	通	2,206,910,336		そ	の	他	有	価	証	券	評	価	差	額	金	0	
通	知	0		責	任	準	備	金								2,565,049,094	
定	期	13,200,000,000		求	償	権	償	却	準	備	金					420,036,009	
郵	便	7,735,040		退	職	給	与	引	当	金						589,406,307	
金	銭	0		損	失	補	償	金								1,309,047,490	
有	価	37,950,610,175		保	証	債	務									395,114,422,612	
国	債	0		求	償	権	補	填	金							0	
地	方	9,885,817,824		保	険	金										0	
社	債	28,052,792,351		損	失	補	償	補	填	金						0	
株	式	12,000,000		借	入	金										0	
受	益	0		長	期	借	入	金								0	
新	株	0		(	う	ち	日	本	政	策	金	融	公	庫	分	)	0
フ	ァ	0		短	期	借	入	金								0	
譲	渡	0		(	う	ち	日	本	政	策	金	融	公	庫	分	)	0
そ	の	0		収	支	差	額	変	動	準	備	金	造	成	資	金	0
動	産	559,093,838		雑	勘	定										12,027,864,856	
事	業	415,373,184		仮	受	金										137,992,963	
事	業	143,720,654		保	険	納	付	金								50,225,972	
所	有	0		損	失	補	償	納	付	金						8,518,881	
建	設	0		未	経	過	保	証	料							11,803,024,296	
損	失	1,309,047,490		未	払	保	険	料								1,233,192	
保	証	395,114,422,612		未	払	費	用									26,869,552	
求	償	1,398,526,011		有	価	証	券	未	払	金						0	
譲	受	0															
雑	勘	854,556,715															
仮	払	13,313,702															
保	証	119,000															
厚	生	4,275,000															
連	合	2,002,720															
未	収	71,283,434															
有	価	0															
未	経	763,562,859															
合	計	452,601,372,303		合	計											452,601,372,303	

#### 4 財産目録 (令和6年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	470,086	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	15,414,645,376	責 任 準 備 金	2,565,049,094
金 銭 信 託	0	求 償 権 償 却 準 備 金	420,036,009
有 価 証 券	37,950,610,175	退 職 給 与 引 当 金	589,406,307
動 産 ・ 不 動 産	559,093,838	損 失 補 償 金	1,309,047,490
損 失 補 償 金 見 返	1,309,047,490	保 証 債 務	395,114,422,612
保 証 債 務 見 返	395,114,422,612	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	1,398,526,011	借 入 金	0
讓 受 債 権	0	雑 勘 定	12,027,864,856
雑 勘 定	854,556,715		
合 計	452,601,372,303	合 計	412,025,826,368
		正 味 財 産	40,575,545,935